

## 6. 市民生活

### ○戸籍・住民登録等 (市全体)

#### 1. 人口・世帯数・戸籍数

年	人口			世帯数	日本人		外国人		複数国籍 世帯数
	男	女	計		人口	世帯数	人口	世帯数	
27	59,385	62,147	121,532	44,604	118,653	42,785	2,879	1,483	336
年	戸籍								
	戸籍数	人口							
27	58,585	149,028							

(平成27年3月31日現在)

#### 2. 各種証明書等交付

##### [戸籍関係]

(単位：件)

年度	戸籍謄・抄本	除籍・原戸籍 謄・抄本	戸籍・除籍 記載事項証明	受理証明	届書記載 事項証明	合計
26	22,833	20,078	18	331	281	43,541

##### [住民登録関係]

(単位：件)

年度	住民票 件	住民票 記載事項証明 件	広域交付 住民票 件	閲覧 件	戸籍附票 件	合計 件
26	50,273	4,505	34	341	5,294	60,447

##### [行政証明関係]

(単位：件)

年度	印鑑証明 件	身分証明 件	その他 件	合計 件
26	37,770	1,168	214	39,152

([その他] は、埋火葬許可再交付等)

#### 3. 印鑑登録 (単位：件)

年度	印鑑登録件数(再登録を含む)
26	3,706

#### 4. 届出数

[戸籍関係]

(単位：件)

年度	出生	養子 縁組 離縁	婚姻	離婚	死亡	入籍	転籍	訂正 更正	不受理 申出	その他	計
26	1,513	163	1,399	283	1,643	216	438	154	27	191	6,027

[住民登録関係]

(単位：件)

年度	転入届等	転居届	転出届	世帯変更届	出生・死亡	住民票職権記載等 (出生・死亡除く)	合計
26	2,314	2,165	2,627	1,229	2,283	4,044	14,662

[外国人住民国籍別人口]

(単位：人)

国籍・地域	年 27	国籍・地域	年 27
ブラジル	1,531	米 国	26
中国・台湾	471	インドネシア	21
ペルレー	210	タ イ	25
フィリピン	184	アルゼンチン	14
ポリビア	173	カンボジア	8
韓国・朝鮮	102	そ の 他	63
ベトナム	51	計	2,879

(平成27年3月31日現在)

#### 5. 住居表示

年度	住居表示件数 (住居番号設定件数)
26	38

#### 6. 住民基本台帳カード

年度	住民基本台帳カード 交 付 枚 数
26	1,055

# ○国民年金

## 1. 被保険者数

(H27年3月末現在)

被 保 険 者					免 除 者					免除率
第1号 被保険者	任意加入 被保険者	計	第3号 被保険者	合計	法定 免除者	申請 免除者	納付猶 予	学生 納付特例	計	
人 14,635	人 81	人 14,716	人 8,459	人 23,175	人 1,095	人 2,311	人 364	人 1,515	人 5,285	% 36.1

## 2. 年金支払状況

国民年金

(H26年3月末現在)

(H27年3月末現在)

老齢給付	障害給付	遺族給付等	計
人 30,578	人 1,945	人 257	人 32,780

老齢福祉年金
人 2

(数値：日本年金機構調べ)

# ○国民健康保険（介護2号保険）

## 1. 被保険者

（平成27年3月31日現在）

総世帯数	総人口	加入世帯数	加入率	被保険者数	加入率	国保被保険者数内訳				
						一般	割合	退職被保	割合	介護2号 (再掲)
44,604	121,532	16,776	37.61	29,643	24.39	27,304	92.11	2,339	7.89	9,653

## 2. 国保料賦課基準

（平成27年6月1日現在）

区分		賦課額の算定方法	料率 (医療分)	料率 (後期高齢者医療 制度支援金分)	料率 (介護保険分)
応能割	所得割	課税標準額（総所得金額－基礎控除額）	7.10/100	2.40/100	2.40/100
応益割	均等割	被保険者1人につき	25,500円	8,300円	10,900円
	平等割	1世帯につき	19,800円	6,400円	6,000円

## 3. 保険給付

（平成27年4月1日現在）

区分		給付割合及び給付額	
療養の給付	一般	0～就学前：療養に要した費用の8割給付	
	退職者医療	就学後～70歳未満：療養に要した費用の7割給付 70歳以上：療養に要した費用の9割～7割給付	
高額療養費	同一月内に支払った医療費の自己負担分(1～3割)が高額になって一定の基準(自己負担限度額)に該当すると、その基準を超えた額を高額療養費として支給		
	●70歳未満の人の場合		
	区分	所得要件	3回目までの限度額
	ア	901万円超	252,600円+(総医療費-842,000円)×1%
	イ	600万円超～901万円以下	167,400円+(総医療費-558,000円)×1%
	ウ	210万円超～600万円以下	80,100円+(総医療費-267,000円)×1%
	エ	210万円以下	57,600円
	オ	住民税非課税	35,400円
●70歳以上の人の場合			
区分	外来(個人)	入院(世帯)	
区分Ⅰ	8,000円	15,000円	
区分Ⅱ		24,600円	
一般	12,000円	44,400円	
現役並所得者	44,400円	80,100円+(総医療費-267,000円)×1%(多数該当44,400円)	
出産育児一時金	産科医療補償制度対象の出産：420,000円 左記以外の出産：404,000円		
葬祭費	50,000円		

# ○後期高齢者医療制度

(平成27年3月31日現在)

## 1. 被保険者数等の状況

総人口	世帯数	75歳以上人口	75歳以上／総人口
人	世帯	人	%
121,532	44,604	16,125	13.3%

被保険者総数	75歳以上	65～74歳
人	人	人
16,364	15,898	466

## 2. 高額療養費

自己負担限度額

(月額)

所得区分		外来(個人ごと)の限度額	外来+入院(世帯ごと)の限度額
			80,100円
現役並み所得者		44,400円	※医療費が267,000円を超えた場合は、超えた分の1%を加算 ※過去12か月以内に世帯単位の限度額を超えた支給が4回以上あった場合、4回目以降は44,400円(多数該当)
一般		12,000円	44,400円
低所得 (住民税非課税等)	II	8,000円	24,600円
	I		15,000円

## 3. 保険料

平成26・27年度保険料	均等割額	44,886円
	所得割率	8.73%
	上限額	57万円

平成25年度保険料収納率	99.75%
平成26年度保険料収納率	99.78%

# ○福祉医療

(平成27年4月1日現在)

	区 分	助 成 要 件	所 得 制 限	受給者
県 事 業 分	【40】 乳幼児	出生から就学前までの乳幼児	なし	6,108人
	【41】 重度心身しょうがい者(児)	①身体しょうがい1、2級の人、 ②知的しょうがい重度の人、 ③身体しょうがい3級かつ知的しょうがい中度の人、 ④特別児童扶養手当支給対象児童で1級の人	本人、配偶者、扶養義務者に一定以上の所得がある人は、助成対象とならない。 (老齢福祉年金の所得制限)	1,004人
	【42】 65～74歳老人	本人、配偶者、扶養義務者の全てが市民税非課税の世帯に属する65歳～74歳の人	本人、配偶者、扶養義務者に市民税が課税されている場合は助成対象とならない。	938人
	【43】 母子家庭	配偶者のいない女子が18歳未満の児童を扶養している家庭、および父母のいない児童	本人、扶養義務者に一定以上の所得がある人は、助成対象とならない。 (遺族基礎年金の所得制限)	2,270人
	【44】 父子家庭	配偶者のいない男子が18歳未満の児童を扶養している家庭	本人、扶養義務者に一定以上の所得がある人は、助成対象とならない。 (遺族基礎年金の所得制限)	225人
	【45】 ひとり暮らし寡婦	以前母子家庭の母であった寡婦で、ひとり暮らしの状態が1年以上継続し、今後も継続する人(65歳未満の人)	本人、扶養義務者に一定以上の所得がある人は、助成対象とならない。 (老齢福祉年金の所得制限)	5人
	【46】 ひとり暮らし高齢寡婦	以前母子家庭の母であった寡婦で、ひとり暮らしの状態が1年以上継続し、今後も継続する人(65歳以上の人)	本人、扶養義務者に一定以上の所得がある人は、助成対象とならない。 (老齢福祉年金の所得制限)	9人
	【82】 重度心身しょうがい老人	後期高齢者医療被保険者で【41】の重度心身しょうがいの要件に該当する人	本人、配偶者、扶養義務者に一定以上の所得がある人は、助成対象とならない。 (老齢福祉年金の所得制限)	1,201人
	【83、84】 母子・父子家庭老人	【43】【44】の母子(父子)家庭老人(母子・父子家庭の父母が75歳に達したとき)	本人、扶養義務者に一定以上の所得がある人は、助成対象とならない。 (遺族基礎年金の所得制限)	0人
	市単独事業	【47】 重度心身しょうがい者(児)	身体しょうがい3級、4級一部の人(後期高齢者医療の障害認定に該当する人)	本人、配偶者、扶養義務者に一定以上の所得がある人は、助成対象とならない。 (老齢福祉年金の所得制限)
【85】 重度心身しょうがい老人		後期高齢者医療被保険者で【47】の重度心身しょうがいの要件に該当する人	本人、配偶者、扶養義務者に一定以上の所得がある人は、助成対象とならない。 (老齢福祉年金の所得制限)	564人

	事業名	助成内容	所得制限
市単独	子ども医療費助成事業	小学生、中学生の入院費の助成	なし

# ○診療所

## 1. 浅井診療所

所在地 当日町84番地7  
診療科 内科、小児科  
医師 手操 忠善  
診療時間 平日：午前9時から午後5時15分まで  
木曜日：午前9時から午後0時30分まで  
土曜日：午前9時から午後0時15分まで  
休診日 日曜日、祝日、年末年始、第2・4土曜日  
※ 年末年始は、12月29日から1月3日（以下同じ。）

## 2. 浅井東診療所

所在地 野瀬町828番地  
診療科 内科、小児科、皮膚科  
医師 松井 善典、宮地 純一郎、荒 隆紀、小路 雅人  
診療時間 平日：午前9時から午後0時まで及び午後3時から午後6時まで  
水曜日：午前9時から午後0時まで  
土曜日：午前9時から午後0時まで  
休診日 日曜日、祝日、年末年始

## 3. 中之郷診療所

所在地 余呉町中之郷2434番地  
診療科 内科、小児科  
医師 宮地 純一郎、東野 克巳、中村 泰之  
診療時間 平日：午前9時から午後0時まで及び午後1時から午後3時まで  
木曜日：午前9時から午後0時まで  
土曜日：午前9時から午後0時まで  
休診日 日曜日、祝日、年末年始、水曜日、第1・3土曜日

### ① 中之郷診療所今市出張診療所

所在地 余呉町今市546番地2  
医師 東野 克巳

### ② 中之郷診療所上丹生出張診療所

所在地 余呉町上丹生2483番地  
医師 東野 克巳

## 4. 塩津診療所

所在地 西浅井町塩津浜1458番地  
診療科 内科、小児科  
医師 白崎 信二、杉山 明、和田 昭仁、吉村 学、中村 泰之  
診療時間 平日：午前9時から午後4時まで  
水曜日及び土曜日：午前9時から午後0時まで  
休診日 日曜日、祝日、年末年始、第2・第4・第5土曜日

## 5. 永原診療所

所在地 西浅井町大浦2282番地  
診療科 内科、小児科  
医師 上田 祐樹  
診療時間 平日：午前9時から午後4時まで  
第1木曜日及び第3木曜日：午後1時から午後4時まで  
金曜日及び土曜日：午前9時から午後0時まで  
休診日 日曜日、祝日、年末年始、第1・第3・第5土曜日

### ① 永原診療所菅浦出張診療所

所在地 西浅井町菅浦218番地  
医師 上田 祐樹  
診療時間 第2木曜日及び第4木曜日：午前9時から午後0時まで

## 6. 浅井歯科診療所

所在地 野田町127番地  
診療科 歯科  
医師 林 浩志  
診療時間 平日：午前9時から午後0時まで及び午後2時30分から午後6時まで  
土曜日：午前9時から午後0時まで  
休診日 日曜日、祝日、年末年始、木曜日

## 7. 中之郷歯科診療所

所在地 余呉町中之郷2434番地  
診療科 歯科  
医師 安福 美昭  
診療時間 平日・土曜日：午前9時から午後6時まで  
休診日 日曜日、祝日、年末年始、木曜日



# ○環境保全

## 1. 公害対策

### ○公害防止協定の締結

市内の大規模工場や事業活動における環境への負荷が大きい企業等に対して、公害防止及び環境保全に関する協定を締結しています。

### ○環境調査の実施

①水質：市内を流れる河川や工場排水、地下水等の調査を実施しています。

②大気：NOx（窒素酸化物）、SOx（硫黄酸化物）及びSPM（浮遊粒子状物質）の調査を実施しています。

③騒音・振動：北陸自動車道や一般主要道路の騒音・振動及び一般環境の騒音調査を実施しています。

### ○公害関係苦情発生状況の推移

全体的に野焼（主に「その他」に分類）の苦情が多くなっています。

年度	総計	大気	水質	土壌汚染	騒音	振動	地盤沈下	悪臭	その他
22(2010)	77	17	31	0	10	0	0	18	1
23(2011)	50	2	31	0	3	0	0	6	8
24(2012)	68	4	24	0	14	0	0	9	17
25(2013)	97	5	24	1	16	2	0	12	37
26(2014)	93	1	28	1	16	4	0	21	22

## 2. 環境衛生

### ① ごみ分別啓発

ごみの分別や適正な処理の啓発を目的に、自治会等の団体に対し行政出前講座を行っています。

### ② 地域美化活動

県条例に定める「環境美化の日」「びわ湖の日」を基準日に、5月30日前後に各自治会での清掃活動を推進する「ごみゼロ大作戦」、7月1日に「琵琶湖・余呉湖一斉清掃」、12月1日前後に「県下一斉清掃」を行っています。

### ③ 不法投棄対策

地域住民と市が協働で不法投棄を未然に防止するため、「ごみを捨てにくいきれいなまちづくり」に取り組む自治会、地域づくり協議会等と「きれいなまちづくりパートナーシップ協定」を締結しています。

## 3. 環境創造・環境教育推進

### ① 「環境にやさしい日」の開催

長浜市環境基本条例で、春分の日を「環境にやさしい日」と定めています。平成26年度は、3月22日（日）に、環境啓発イベント「環境にやさしい日」を開催し、省エネ啓発やグリーンカーテンの作り方講座、エコドライブセミナー、エコカーの展示などを行いました。

### ② ながはまアメニティ会議支援

市民、各種団体及び事業者の創意と英知により、市民の手によるアメニティながはまづくりを目指す「ながはまアメニティ会議」の活動に対し支援を行っています。

### ③ 長浜市水生生物少年少女調査隊「みずすまし」

子どもたちが川で遊び、川で学ぶことを楽しみつつ、川の中の生き物を調べることによって、

川の実態を知り、環境を見る目を養い、環境保全への関心を高めるために昭和62年に結成されました。平成26年度（第28期）は、隊員数548人（市内全小学校）が活動に参加し、これまで延べ5,375人の隊員が市内の河川を調査しました。調査結果をまとめた冊子『子どもたちが調べる水辺の生き物』を毎年発行しています。

④ ヨシの植栽

琵琶湖の原風景であり、多様な生態系を育むヨシ群落を復活するために、市民ボランティアの力を借りて、ヨシ苗マット10枚とヨシ苗100株を植栽しました。

#### 4. 生活相談

① 消費生活相談

平成24年度以降相談件数が増加しており、内容も多様化しています。平成26年度は投資詐欺に関する相談、幅広い年齢層からのネット被害に関する相談が増加しました。

年度	相談件数
22	535
23	482
24	474
25	561
26	629

② 長浜市消費生活フェアの開催

多様化する悪質商法や食品偽装など日常の暮らしが脅かされる事案が増える中で、「賢い消費者」のための消費生活に関する様々な情報を発信することにより、消費者被害の未然防止や消費者意識の高揚を図るとともに、循環型社会の構築に向けて、リデュース（ごみの減量）、リユース（再使用）、リサイクル（再生利用）の取組事例の紹介等の場として消費生活フェアを開催しています。

平成26年度は、10月18日に啓発寸劇や講演会、リフォームファッションショーを行いました。

③ 消費学習研究会の育成指導

健全で安心な生活を送るため消費者自らが学習し実践できるよう、長浜市消費学習研究会に学習啓発事業を委託し、学習会や啓発活動を実施しています。

④ 消費者教育、啓発事業

消費生活相談員が出前講座を開催し、注意すべき消費者トラブルの事例等を紹介して啓発を行っています。平成26年度は、福祉ステーション等で44回開催し、延べ1,500人を超える方の参加がありました。

#### 5. 再生可能エネルギー

平成24年度に策定した「長浜市再生可能エネルギー利活用方策」に基づき、再生可能エネルギーの普及促進を図っています。利活用方策では、平成32年度までに再生可能エネルギー導入量を3,000万kWh（平成24年度比5倍）に拡大するという数値目標を設定しており、これは長浜市の世帯の年間電力需要量（5,192kWh）に換算すると約5,800世帯分に相当する量です。目標達成に向け、太陽光・太陽熱エネルギー、小水力発電、木質バイオマスエネルギーの導入に重点を置き、普及に向けた取組を行っています。

平成26年度の主な実施事業

	件数	導入量 (kWh)
①住宅用太陽光発電システム設置促進事業	235件	約 139.6万
②市民団体発電取組支援事業	1件	約 0.7万
③大規模太陽光発電マッチング事業	3件	